

## 国立大学法人鳴門教育大学年俸制適用職員給与規程

平成21年11月30日

規程第 77 号

改正 平成22年3月24日規程第 7 号

平成27年3月24日規程第16号

平成28年12月6日規程第68号

平成29年3月8日規程第 9 号

平成30年3月22日規程第12号

令和 5 年 3 月 20 日規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学に勤務する年俸制の適用を受ける職員（国立大学法人鳴門教育大学特定年俸制適用教員給与規程（令和2年規程第3号）の適用を受ける者を除く。以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用者)

第2条 この規程の適用を受ける者は、国立大学法人鳴門教育大学職員任免規程（平成16年規程第10号）第4条第1項第1号に規定する職員のうち次に掲げる者とする。

- (1) 専門的知識・技能を有する事務職員及び技能職員
- (2) 学長が特に必要と認めた教員及び研究員

(給与)

第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 諸手当は、次の各号に定めるものとする。ただし、労使協定による専門業務型裁量労働制を適用される職員にあっては、あらかじめ学長の許可を受けて週休日、休日及び深夜に勤務を行う場合を除き、第3号から第4号の手当は支給しない。

- (1) 通勤手当
- (2) 特殊勤務手当
- (3) 超過勤務手当
- (4) 休日給

(基本年俸の決定)

第4条 基本年俸の額は、年俸制適用職員の学歴、職歴、業績等を勘案して、別表第1及び別表第2に定める号俸により決定する。ただし、契約期間が1年に満たない場合における基本年俸の額は、号俸により決定される基本年俸の額を基準とし、当該契約期間に応じて決定する。なお、基本年俸の額は、その者の任期更新時に勤務実績等を勘案し見直すことができる。

(給与の支払)

第5条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸の12分の1の額（以下「基本月額」という。）を国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」

という。)第2条の規定に準じて支給する。

(給与の支給日)

第6条 年俸制適用職員の給与の支給日は、給与規程第4条の規定を準用する。

(基本月額)

第7条 基本月額は、その10分の8の額を基本給とし、10分の2の額を固定超過勤務手当相当給与とする。固定超過勤務手当相当給与は次条に規定する超過勤務手当及び第9条に規定する休日給の内払いとする。

(超過勤務手当)

第8条 国立大学法人鳴門教育大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年規程第18号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた年俸制適用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(週休日における勤務を含む。)に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下、「時間当たり給与額」という。)に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じて次に掲げる各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下、「深夜」という。)である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、前条に規定する固定超過勤務手当相当給与に含まれる超過勤務手当は除くものとする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務した時間(週休日における勤務を含む。)と勤務時間等規程第14条の規定による休日(同規程第15条の規定により指定された代休日を含む。)において勤務した時間の合計時間(以下、「超過勤務等合計時間」という。)が、1月に45時間を超えた年俸制適用職員には、その45時間を超えて勤務した全ての時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に「時間外・休日労働に関する協定」(以下「勤務時間外等協定」という。)で定める割合(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第7条に規定する固定超過勤務手当相当給与に含まれる超過勤務手当は除くものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、1月に60時間を超えた年俸制適用職員には、その60時間を超えて勤務した全ての時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に100分の150(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第7条に規定する固定超過勤務手当相当給与に含まれる超過勤務手当は除くものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、毎年4月1日を起算日とする1年に360時間を超えた年俸制適用職員には、その360時間を超えて勤務した全ての時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第7条に規定する固定超過勤務手当相

当給与に含まれる超過勤務手当は除くものとする。

- 5 前4項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(休日給)

第9条 勤務時間等規程第14条の規定による休日（同規程第15条の規定により指定された代休日を含む。）において、勤務することを命ぜられた年俸制適用職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、第7条に規定する固定超過勤務手当相当給与に含まれる休日給は除くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、1月に45時間を超えた年俸制適用職員には、その45時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、第7条に規定する固定超過勤務手当相当給与に含まれる休日給は除くものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、1月に60時間を超えた年俸制適用職員には、その60時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に100分の150を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、第7条に規定する固定超過勤務手当相当給与に含まれる休日給は除くものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、超過勤務等合計時間が、毎年4月1日を起算日とする1年に360時間を超えた年俸制適用職員には、その360時間を超えて勤務した全ての休日における勤務の時間に対して、勤務1時間につき、時間当たり給与額に勤務時間外等協定で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、第7条に規定する固定超過勤務手当相当給与に含まれる休日給は除くものとする。

- 5 前4項の規定にかかわらず、休日において、勤務時間等規程第15条に規定する休日の代休日を指定した場合には、当該休日に係る休日給は支給しない。

- 6 前5項における「休日」には、これらの日に準ずるものとして学長が指定する日を含むものとする。

- 7 前6項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第10条 第8条から第9条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条に規定する基本給を1箇月の平均所定労働時間で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第11条 年俸制適用職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第17条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 年俸制適用職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、基本月額額の100分の80を支給することができる。
- 3 年俸制適用職員が就業規則第17条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本月額額の100分の60以内を支給することができる。
- 4 年俸制適用職員が就業規則第17条第1項第3号又は第4号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本月額額の100分の70以内を支給することができる。ただし、同項第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 年俸制適用職員が国立大学法人鳴門教育大学職員休職規程第4条第1号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本月額額の100分の70以内を支給することができる。
- 6 第2項から第5項までの規定による給与の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 7 休職にされた年俸制適用職員には、他の規定に別段の定めがない限り、第1項から第5項までに定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業等の給与）

第12条 育児休業等をしている年俸制適用職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児短時間勤務を承認された年俸制適用職員の月額額は、第7条に規定する基本給の額に、勤務時間等規程第27条により定められたその者の勤務時間を38.75時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (3) 年俸制適用職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（介護休業等の給与）

第13条 介護休業等をしている年俸制適用職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 年俸制適用職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（給与の減額）

第14条 年俸制適用職員が勤務しないときは、特に承認があつた場合を除き、その勤務しない時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児時間及び介護時間の時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。

(基本月額半額)

第15条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本月額半額を減ずる。

(日割計算等)

第16条 新たに年俸制適用職員となった者には、その日から給与を支給する。

2 年俸制適用職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 年俸制適用職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日までの支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の現日数から国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号。以下「勤務時間等規程」という。）第12条及び第13条の規定に基づく週休日の日数と同規程第14条及び第15条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(端数計算)

第17条 第8条から第9条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給並びに第14条の規定による勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第18条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与規程の準用)

第19条 給与規程第16条、第18条の規定は、準用する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される基本月額 $は100分の70を乗じて得た額$ （当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 任期を定めて雇用される職員
  - (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手
  - (3) 就業規則第14条の4の規定により就業規則第14条の2第1項に規定する異動期間（就業規則第14条の4の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第14条の4第1項に規定する管理監督職に就いている職員

別表第1 基本年俸表（一）（第4条関係）

号俸	基本年俸	基本月額
1	3,360,000	280,000
2	3,600,000	300,000
3	3,840,000	320,000
4	4,080,000	340,000
5	4,320,000	360,000
6	4,560,000	380,000
7	4,800,000	400,000
8	5,040,000	420,000
9	5,280,000	440,000
10	5,520,000	460,000
11	5,760,000	480,000
12	6,000,000	500,000
13	6,240,000	520,000
14	6,480,000	540,000
15	6,720,000	560,000
16	6,960,000	580,000
17	7,200,000	600,000
18	7,440,000	620,000
19	7,680,000	640,000
20	7,920,000	660,000
21	8,160,000	680,000
22	8,400,000	700,000
23	8,640,000	720,000
24	8,880,000	740,000
25	9,120,000	760,000
26	9,360,000	780,000
27	9,600,000	800,000
28	9,840,000	820,000

備考 この表は第2条第1号に規定する職員に適用する。

別表第2 基本年俸表（二）（第4条関係）

号俸	基本年俸	基本月額
1	3,360,000	280,000
2	3,600,000	300,000
3	3,840,000	320,000
4	4,080,000	340,000
5	4,320,000	360,000
6	4,560,000	380,000
7	4,800,000	400,000
8	5,040,000	420,000
9	5,280,000	440,000
10	5,520,000	460,000
11	5,760,000	480,000
12	6,000,000	500,000
13	6,240,000	520,000
14	6,480,000	540,000
15	6,720,000	560,000
16	6,960,000	580,000
17	7,200,000	600,000
18	7,440,000	620,000
19	7,680,000	640,000
20	7,920,000	660,000
21	8,160,000	680,000
22	8,400,000	700,000
23	8,640,000	720,000
24	8,880,000	740,000
25	9,120,000	760,000
26	9,360,000	780,000
27	9,600,000	800,000
28	9,840,000	820,000
29	10,080,000	840,000
30	10,320,000	860,000
31	10,560,000	880,000
32	10,800,000	900,000
33	11,040,000	920,000

備考 この表は第2条第2号に規定する職員に適用する。